



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年11月28日火曜日 第2930号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 861
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 861
 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ... 861
 介護機関(介護予防事業者)の指定..... (") ... 861
 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更..... (") ... 862
 落札者等の告示..... (砂防課) ... 862
 道路の区域変更(県道広田双海線)..... (中予地方局管理課) ... 862
 道路の供用開始(県道広田双海線)..... (") ... 862
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 863

選挙管理委員会告示

政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... (選挙管理委員会) ... 863

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1222号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
清水内科・循環器内科	宇和島市御幸町二丁目6番3号	平成29年11月1日

○愛媛県告示第1223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
今野内科小児科医院	新居浜市泉池町6-33	平成29年9月29日

○愛媛県告示第1224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社清水商事	大洲市徳森1513番地4	グループホーム宇和ひまわり	西予市宇和町坂戸336-1	平成29年10月19日
医療法人是成会	今治市内堀一丁目1番19号	ヘルパーステーションくぼ	今治市内堀一丁目1番19号	平成29年11月1日

○愛媛県告示第1225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社清水商事	大洲市徳森1513番地4	グループホーム宇和ひまわり	西予市宇和町坂戸336-1	平成29年10月19日
医療法人是成会	今治市内堀一丁目1番19号	ヘルパーステーションくぼ	今治市内堀一丁目1番19号	平成29年11月1日

○愛媛県告示第1226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人十全会	新居浜市角野新田町1丁目1番28号	訪問看護ステーションれんげの会	（変更後） 新居浜市角野新田町1丁目1番28号 （変更前） 新居浜市中萩町9番52号	平成29年10月1日

○愛媛県告示第1227号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
土砂災害情報相互通報システム構築業務	愛媛県土木部河川港湾局砂防課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年11月14日	中電技術コンサルタント株式会社岡山支社 岡山県岡山市北区東島田町一丁目8番10号	13,899,600円	一般競争入札	平成29年9月26日

○愛媛県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘字成甲1057番5地先から同字甲1052番1地先まで 及び 伊予市双海町上灘字成甲1057番5地先から同字甲1051番2まで	旧	メートル 4.9～7.0	キロメートル 0.065	
			新	4.9～7.0 4.0～7.2	0.065 0.076	

○愛媛県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘字成甲1057番5地先から同字甲1051番2まで	平成29年11月28日

○愛媛県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年11月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町寺村2654番地先から 同町南山1637番4地先まで	旧	メートル 4.1～8.0	キロメートル 0.258	
			新	5.1～46.0	0.258	
"	"	喜多郡内子町南山350番4から 同町南山352番地先まで	旧	4.3～8.8	0.115	
			新	19.6～50.2	0.115	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、愛媛維新の会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成28年11月愛媛県選挙管理委員会告示第62号、平成27年11月愛媛県選挙管理委員会告示第93号及び平成26年11月愛媛県選挙管理委員会告示第80号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成29年11月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成27年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 **愛媛維新の会**

報告年月日 H28.10.7

1 収入総額	112,203 円
前年繰越額	112,203 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	112,203 円

（訂正前）

政治団体の名称 **愛媛維新の会**

報告年月日 H28.10.7

1 収入総額	6,112,203 円
前年繰越額	6,112,203 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	6,112,203 円

平成26年分

その他の政治団体

（訂正後）

政治団体の名称 **愛媛維新の会**

報告年月日 H27.10.13

1 収入総額	112,203 円
前年繰越額	112,203 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	112,203 円

（訂正前）

政治団体の名称 **愛媛維新の会**

報告年月日 H27.10.13

1 収入総額	6,112,203 円
前年繰越額	6,112,203 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	6,112,203 円

平成25年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 **愛媛維新の会**

報告年月日 H26.10.15

1 収入総額	112,203 円
前年繰越額	112,203 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	112,203 円

(訂正前)

政治団体の名称 **愛媛維新の会**

報告年月日 H26.10.15

1 収入総額	6,112,203 円
前年繰越額	6,112,203 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	6,112,203 円